

生活習慣・健康状態見える化機器貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、生活習慣や健康状態の「見える化」による気づきから行動変容を促し、継続的な生活習慣の改善につなげるため、その啓発のために使用する機器(以下「機器」という。)の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出機器)

第2条 この要領において、貸出機器は次の各号に掲げるものとする。

- (1)超音波骨密度測定装置一式
- (2)非侵襲的光学皮膚カロテノイド量測定装置一式
- (3)呼気中一酸化炭素濃度測定装置

(機器設置所属)

第3条 機器設置所属は次の各号のとおりとする。

- (1)香川県健康政策課
- (2)小豆総合事務所
- (3)東讃保健福祉事務所
- (4)中讃保健福祉事務所
- (5)西讃保健福祉事務所

(貸出対象者)

第4条 貸出の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、超音波骨密度測定装置一式については、医療専門職 医師、(准)看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師 が配置されている場合に限る。

- (1)県内の市町
- (2)県内の事業者、団体等
- (3)その他、香川県(以下「県」という。)が使用することを適当と認める者

(申請)

第5条 機器の貸出を希望する者(以下「申請者」という。)は、貸出申請書(別記様式、以下「申請書」という。)を機器設置所属である県に提出するものとする。

(審査)

第6条 県は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかの要件を満たすと認められるときは、第2条に定める機器を貸し出すものとする。

- (1)県民の健康づくりの機運や意識を高めようとするもの
 - (2)その他、県が適当と認めるもの
- 2 貸出期間が重複する申請があったときは、原則として受付の先着順で貸出を決定する。ただし、県が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。
- 3 県は、機器の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、機器を貸し出すことができない。
- (1)使用目的が明らかでないもの
 - (2)特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがあるもの
 - (3)特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるもの
 - (4)営利のみを目的として使用するもの

- (5)破損・汚損のおそれがあるもの
- (6)法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- (7)その他、機器を使用することが適当と認められないもの

(貸出)

第7条 県は、前条の規定により貸し出すときは、申請者に対し、次のとおり機器を引き渡すものとする。

- (1)引渡し場所 申請書を提出した機器設置所属
- (2)引渡し時間 午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (3)その他 機器設置所属である県は、貸出に当たって、必要な条件を付することができる。

(貸出期間)

第8条 貸出期間は、機器を使用する日及びその前後の準備期間とし、最長8日間とする。ただし、県が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。ただし、測定に必要な消耗品、機器の受領、使用及び返却に要する経費は、申請者の負担とする。

(遵守事項)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)第6条第1項各号で定める用途のみに使用すること。
- (2)機器の貸出期間を遵守すること。
- (3)機器の返却時には、使用状況を報告すること。
- (4)機器を第三者に転貸しないこと。
- (5)第7条第3号の規定に基づき付された条件に従って使用すること。
- (6)機器の使用に当たっては、善良な管理者としての注意をもって維持管理すること。

(返却)

第11条 申請者は、貸出期間の末日までに県に機器を返却しなければならない。

- 2 県は、申請者から機器の返却があったときは、申請者立ち会いのもと、点検するものとする。
- 3 県は、申請者が前条で定める事項を遵守しないおそれがあるときは、申請者に対し、機器の返却を求めることができる。
- 4 申請者は、前項の規定に基づき返却を求められたときは、速やかに県に返却しなければならない。
- 5 返却の要領は、第7条の規定を準用する。

(原状復帰)

第12条 機器を破損・汚損したとき又は前条第2項の点検に合格しなかったときは、県の指示に従い、申請者の責任と負担により、必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第13条 県は、申請者に対し、機器の使用によって生じた損害や第三者との紛争について、一切の責任を負わない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第 14 条 第5条の規定による申請については、電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成 16 年香川県規則第 73 号)の規定の例による。

(データの活用)

第 15 条 機器の使用により取得されるデータは、個人が特定されないように集計され、県の事業評価等に活用される場合がある

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。